

速報! さくらユウワ通信

2024年制度改正の「新NISA」について

2023年までの「つみたてNISA」と「一般NISA」は、2024年から一本化され「新NISA」となりました。今回の制度改正により、年間投資枠や非課税期間などが変更されたことで、より多くの方が投資に関心を持たれたことでしょう。本通信では、制度改正のポイントと注意点をお伝えします。

NISAとは

NISAとは、「Nippon Individual Savings Account(=個人貯蓄口座)」の略で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非課税となる制度です。

制度改正のポイント

【～2023年】	選択制		【2024年～】	併用可	
	つみたてNISA	一般NISA		つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	40万円	120万円		120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間		無期限化	無期限化
非課税保有限度額	800万円	600万円		1,800万円 <small>※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)</small>	
口座開設期間	2023年まで	2023年まで		恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等		長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等

ポイント① つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能に

新NISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が出来ることから、市場の動向や投資意向の変化に合わせて柔軟に制度を活用できるようになります。

ポイント② 年間投資枠の拡大

つみたて投資枠が年間120万円、成長投資枠が年間240万円に拡大し、合計最大年間360万円まで投資が可能になりました。

ポイント③ 非課税保有期間の無期限化

制度改正によりNISAでより長期投資を行うことが可能になりました。

ポイント④ 非課税保有限度額の拡大

つみたて投資枠、成長投資枠あわせて1,800万円まで利用が可能となりました。

～注意点～

- ・新NISAの非課税保有限度額1,800万円のうち、成長投資枠で利用できるのは1,200万円までです。限度額1,800万円を満額利用されたい場合は、つみたて投資枠の利用が必須となります。
- ・2023年以前にNISAで運用されていた商品は、制度改正に伴い売却する必要はありません。ただし、非課税期間終了後、新NISAに移管(ロールオーバー)することは出来ません。そのため、非課税期間終了後も運用を継続されたい場合は、課税口座に移すか、一度売却して新NISAで新たに投資をする必要がございます。

弊所ではNISA口座開設のサポートや資産運用の相談対応を行っております。
詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。

【後藤】